

高松市地域生活支援事業（手話奉仕員派遣事業・要約筆記奉仕員派遣事業）実施要綱の改正を求める要望書

要望の趣旨

私達聴覚障害者は、コミュニケーションや情報の取得に障害があります。日常生活では、あらゆる場面でコミュニケーションをしなければなりません。また、様々な情報を得るためにも手話通訳等の情報保障がなければ十分な情報を取得する事が出来ません。

しかしながら、現行の高松市地域生活支援事業（手話奉仕員派遣事業・要約筆記奉仕員派遣事業）実施要綱は、様々な制限が設けられており、私達の健全な日常生活に必要な手話通訳の派遣をしてもらえなかったり、情報を得るための学習会にも手話通訳を利用できないなど多くの制約があり社会参加や自立を阻害しています。

憲法で保障されている基本的人権を遵守し、私達聴覚障害者の自立と社会参加ができるように下記事項について、早急に改正されますよう要望いたします。

要望項目

1. 第5条の派遣範囲を日本国内としてください。
2. 第2条第2項のとおり聴覚障害者団体の学習会等行事に派遣してください。
3. 実施要綱記載の「外出」の文言及び派遣対象の取扱いを撤廃し、あらゆる場面に派遣対応できるようにしてください。
4. 土日等緊急派遣については、定めとおり実施してください。

「高松市の手話通訳派遣を考える会」

〒761-8074 高松市太田上町405-1 社団法人香川県ろうあ協会内
TEL 087-868-9200 FAX 087-868-9201

お名前	ご住所